

知事所轄法人に関する特例

特例の内容	知事所轄法人のうち、 <u>高等学校を設置しない法人</u>	知事所轄法人のうち、 <u>高等学校を設置する法人</u>	根拠条文等	摘 要
1 活動区分資金収支計算書の作成を省略することの可否	可	可	第37条	
2 徴収不能引当金の計上を省略することの可否	可	不可	第38条	
3 第4号基本金を組み入れないこと の可否	可	不可	第39条	現在「第4号基本金」の組入れをしている法人が、今回の会計基準の改正に当たって、全額を取り崩し、今後組み入れないことはできない。
4 基本金明細表の作成を省略すること の可否	可	不可	第37条	基本金明細表を省略する場合、未組入額を残すことは禁じられており、固定資産の取得年度にその取得価額の全額を基本金に組み入れなければならない。（「報告」参照）
5 教育研究経費支出と管理経費支出を 区分しないこと の可否	可	可	※報告	
6 教育研究用機器備品と管理用機器 備品を区分しないこと の可否	可	可		
7 退職給与引当金の計上を省略する こと の可否	可	不可		
8 単数の学校のみを設置する学校法人 において、資金収支内訳表、事業活動 収支内訳表の作成を省略すること の可否	可 <small>*2以上の部門 (保育所等)を 置く法人は不可</small>	可 <small>*2以上の課程を 置く高校は不可</small>	※通知	単数の学校のみを設置する学校法人の場合、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表は、それぞれ資金収支計算書及び事業活動収支計算書と同様の内容となることから、それぞれの内訳表の作成自体を省略することができる。 ※人件費支出内訳表の作成は省略できないため注意。

注) 「根拠条文等」欄について

※第37条～第39条は、「学校法人会計基準（改正後）」の条文の番号

※「報告」とは、「都道府県知事所轄学校法人における学校法人会計基準の実施について（昭和46年2月25日付け学校法人財務基準調査研究会報告）」を指す。

※「通知」とは、「都道府県知事を所轄庁とする学校法人における学校法人会計基準の運用について（昭和48年2月28日付け文部省管理局長通知（文管振第53号））」を指す。